

生命保険協会  
SR報告書 2019



Create a Brighter Future

～安心と希望に満ちた未来を切り開く～



## TOP MESSAGE

一般社団法人 生命保険協会 会長

稲垣 精二

## 生命保険の社会的役割

わが国の未来を見据えると、人生100年時代と言われる超長寿社会の到来、人口減少といった大きな社会環境の変化に加え、テクノロジーの飛躍的な進歩等により、生活環境や働き方、生き方が変化、多様化していくことが想定されます。

このような環境のもとで、国民一人ひとりが変化をとらえて自らの未来を描き、夢や希望を実現していくために、「自助」の重要性がこれまでになく高まってきています。

今後も、社会保障制度の一翼を担う社会基盤として、自助努力の支援・促進に貢献し、国民一人ひとりが安心と希望に満ちた人生を過ごしていけるように取組みを進めていくことが、まさに生命保険業界の社会的責任 (Social Responsibility, SR) であると考えています。

# Create a Brighter Future

～安心と希望に満ちた未来を切り開く～

1908



## Create the Pathway to a New Era ~人生100年時代を切り開く~

自助の重要性が高まっている状況を踏まえ、生命保険協会は、国民一人ひとりが「自分らしい人生を送るために必要なこと」について考えるきっかけとなるよう、5月28日を「自助の日」と決めました。2019年に初回となる本記念日を迎えるにあたり、銀行・信託・証券・損保業界の金融業界団体とシンポジウムを共催し、人生100年時代において必要なリテラシーと金融業界の役割について議論を深めました。また、若いうちから未来に向けた準備を進めていくことの重要性の理解促進に向け、金融リテラシーについて楽しく学べるショートムービー「ライフプランのいろいろ」を制作いたしました。

## Create a Sustainable Society ~持続可能な社会を切り開く~

人生100年時代を安心と希望に満ちたものにしていくためには、持続可能な社会を構築していくことが重要です。生命保険協会は、SDGs推進PTとESG投融資WGを設置し、SDGsを踏まえた行動規範の改定や重点取組項目の策定等、SDGsへの貢献に向けた態勢を強化しました。また、日本損害保険協会と「SDGsフォーラム」を共催し、保険業界の取組みを対外発信するとともに、機関投資家としての立場から、「生命保険会社の資産運用を通じた『株式市場の活性化』と『持続可能な社会の実現』に向けた取組について」と題した報告書を公表いたしました。

2018年12月に創立110周年を迎えたことを記念して、「生命保険協会創立110周年記念式典」を開催し、医療介護分野における今後の環境変化や社会保障と生命保険会社が果たすべき役割、医療・行政情報の利活用等を通じた生命保険の役割発揮について、次の10年そしてその先の未来につながる議論を深めました。また、本式典の議論も踏まえ、4月には、報告書「医療介護分野における国民と生命保険の将来」および提言書「Society 5.0における生命保険の役割」を公表いたしました。

## Create Peace of Mind ~安心への道を切り開く~

自助の担い手たる生命保険業界として、確かな安心を提供し続けていくためには、自らその事業・サービスを強化していくための基盤整備も必要です。そのためには、会員各社の「お客さま本位の業務運営」の一層の推進が欠かせません。こうした観点から、生命保険協会は消費生活相談員の方々等と意見交換を行う「せいほ意見交換会」を年間100回以上開催し、いただいた貴重なご意見を会員各社にもフィードバックしています。

税制面においても、国民一人ひとりが必要とする自助の準備を支援・促進していくために、生命保険料控除制度について、引き続き拡充を要望しております。

また、国際会議「Insurance Forum Japan 2019」を開催し、グローバルに活躍されている有識者の方々と、今後の社会環境の変化を踏まえた保険業界の役割や、生命保険事業の特性を踏まえた国際金融規制のあり方等について議論し、積極的に意見発信を行いました。

こうした生命保険協会の様々な活動を、より多くの方にお知らせするために、この「SR報告書」を発刊いたしました。生命保険協会は、これからも安心と希望に満ちた未来を切り開くために、弛まぬ努力を続けてまいります。

2019年6月

2019

5 特集 **Create a Brighter Future** ~安心と希望に満ちた未来を切り開く~

- 6 | 1 | 生命保険協会創立110周年記念取組み
- 8 | 2 | 自助努力の支援・促進に向けた取組み
- 10 | 3 | SDGs・ESG推進に向けた取組み
- 12 | 4 | Insurance Forum Japan 2019

13 活動報告 **変わらない安心をお届けするために**

- 14 **Part 1 生命保険事業の基盤整備に向けて**  
14 お客さま本位の事業を行うための取組み / 19 積極的な意見・要望の表明
- 20 **Part 2 健全な制度運営のために**  
20 暮らしと社会を支える生命保険 / 24 苦情・紛争の解決支援 / 26 コンプライアンスの向上と人材育成  
28 健全性・公平性確保のための取組み / 29 わかりやすい情報発信
- 30 **Part 3 社会に貢献するために**  
30 「社会貢献活動3ヵ年計画(2017~19年度)」に基づく取組み / 36 環境問題への取組み

- 37 生命保険文化センターとの連携活動
- 38 生命保険協会の概要
- 39 生命保険相談所一覧

※本報告書は、2018年4月1日から2019年3月31日までを報告対象期間としています。  
報告対象として必要な場合には、一部対象期間から外れた内容を含みます。

SDGs推進に向けて

当協会では、持続可能な社会の実現に向けて、SDGsに掲げられている課題に対する取組みを強化していくため、「生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目」を取りまとめました。  
生命保険事業の特性やこれまでの取組みの継続性等を踏まえ、重点的に取り組む8項目を選定しています。

**Keyword** SDGs

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」が採択されました。国連に加盟するすべての国が2015年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しています。

●SDGsに掲げられている17の目標



●SDGs達成に向けた重点取組項目

1. 持続可能な社会保障制度の構築	公的保障を自助努力による私的保障で補完し、国民の生活の向上に向けた貢献を推進	1, 3, 8, 9
2. 金融リテラシー教育の推進	自助努力で将来に備えることの重要性や保険の役割に関する教育を推進	1, 4
3. 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進	すべての人々に適切な生命保険商品・サービスを提供	8, 10
4. 健康寿命延伸に向けた取組み	安心して健康に暮らすことができる社会の実現に向けて、健康寿命延伸に係る取組みを推進	3
5. ESG投資の推進	ESG投資の取組みのレベルアップを通じ、社会の持続的な発展に貢献する取組みを推進	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17
6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力への対応	生命保険が犯罪等に悪用されることを防ぎ、暴力や組織犯罪等を根絶することに貢献	16
7. 女性活躍推進	女性がより一層活躍できる環境整備を促進	5, 8
8. 人権に関する対応	人権尊重という価値観を基盤とした業界として、包摂的な社会の実現に貢献	8, 10



特集

# Create a Brighter Future

～安心と希望に満ちた未来を切り開く～

次の10年、そしてその先の未来を見据え、自助努力の支援・促進や持続可能な社会の構築への貢献等に向けた取組みを行っています。

- | 1 | 生命保険協会創立110周年記念取組み |
- | 2 | 自助努力の支援・促進に向けた取組み |
- | 3 | SDGs・ESG推進に向けた取組み |
- | 4 | Insurance Forum Japan 2019 |

# 生命保険協会 創立110周年記念取組み

## 1 生命保険協会 創立110周年記念式典の開催

2019年2月に「生命保険協会創立110周年記念式典」を開催しました。本式典では各方面を代表する有識者によるパネルディスカッションを行ったほか、金融リテラシー教育等の推進に係る当協会の取組みとして、「自助の日」の創設等を紹介しました。



### 《プログラム》

#### 主催挨拶

稲垣 精二(生命保険協会 会長)

#### 来賓挨拶

遠藤 俊英氏(金融庁 長官)

#### 金融リテラシー教育等の推進に係る取組みの紹介

木村 博紀(生命保険協会 副会長)

#### パネルディスカッション第Ⅰ部

《医療介護分野における国民と生命保険の将来》

##### ▶パネリスト

榎本 健太郎氏(厚生労働省 参事官(社会保障担当))

宮田 裕章氏(慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授)

佐々木 豊成(生命保険協会 副会長)

▶モデレーター 魚住 りえ氏(フリーアナウンサー)

#### パネルディスカッション第Ⅱ部

《Society5.0における生命保険の役割》

##### ▶パネリスト

飯村 由香理氏(総務省 情報流通高度化推進室 室長)

古谷 由紀子氏(サステナビリティ消費者会議 代表)

宮田 裕章氏(慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授)

小林 研一(生命保険協会 副会長)

▶モデレーター 魚住 りえ氏(フリーアナウンサー)

#### 閉会挨拶

清水 博(生命保険協会 副会長)

## 2 「生命保険協会創立110周年記念報告書・提言書」の公表

「生命保険協会創立110周年記念式典」におけるパネルディスカッションでの議論を踏まえ、2019年4月に「生命保険協会創立110周年記念報告書・提言書一次の10年、そしてその先の未来を見据えて」を取りまとめました。「医療介護分野における国民と生命保険の将来」と題した報告書、「Society5.0における生命保険の役割」と題した提言書の二部構成となっています。

### I. 報告書「医療介護分野における 国民と生命保険の将来」

Preparedness (心構え)	金融+健康知識の向上
Protection (保障)	保障機能の拡大と “B to B to C”への挑戦
Prevention (予防)	健康無関心層含め、より多くの 方の健康づくりを支援

### II. 提言書「Society5.0における生命保険の役割」

保険のお手続きに 関する利便性向上 への貢献	・医療データの活用 ・行政データの活用
健康寿命延伸 への貢献	保健医療データ プラットフォームの活用

当協会は、2018年12月に創立110周年を迎えました。この契機に、これまでの生命保険業界の取組みを振り返るとともに、次の10年、そしてその先の未来を見据え、生命保険の更なる役割発揮に向けて議論を深めました。



## パネルディスカッションの実施

「人生100年時代」といわれる長寿社会の到来や「Society 5.0」といったテクノロジーの飛躍的な進歩により、社会・経済の構造だけではなく、一人ひとりの生き方も大きく変化しています。生命保険業界が果たすべきこれからの役割について、議論を深めました。



## 記念式典参加者の声

- 生命保険会社、医療機関、行政、それぞれの役割と共通課題、期待を関連づけて理解することができました。ビジネスとしての方向性、目指すべき未来がイメージできました。
- 生命保険業界が直面している世の中の変化と、それに対して業界がどう変わっていくかについて考える良い機会となりました。

## 3 年表パネル

### 「生命保険協会のあゆみ」の作成

生命保険業界や当協会の動向・取組みをわかりやすく紹介した年表パネル「生命保険協会のあゆみ」を作成し、当協会にて展示しています。

## 4 「生命保険協会110年小史」の刊行

直近10年間の生命保険業界をめぐる動向や当協会の取組みを中心に取りまとめた「生命保険協会110年小史」を刊行し、国立・都道府県立図書館・大学の附属図書館等に寄贈しました。

※これらの取組みをはじめ、創立110周年を契機に当協会が推進する取組みを当協会ホームページ上の『創立110周年記念ページ』で紹介しています。

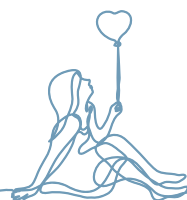


<https://www.seiho.or.jp/about/outline/110years/>

### 創立110周年記念ページ



生命保険協会はおかげさまで2018年12月7日に創立110周年を迎えました。本ページでは、110周年を契機に、次の10年、そしてその先の未来を見据えて、当協会が掲げている取組みを紹介します。



# 自助努力の支援・促進 に向けた取組み

これからの時代は生き方や働き方がこれまで以上に多様化していきといわれています。当協会は、人生100年時代に重要性が増す〈自助努力の支援・促進〉に積極的に取り組むことで、誰もが自分にあったライフプランを描き、健康で自分らしい人生を送ることができる社会の実現に貢献していきます。

## 1 「自助の日」の創設

当協会は、5月28日を記念日「自助の日」と制定しました。この記念日は、人生100年時代に豊かな人生を送るために自らのライフプランを描き、将来に備えていく〈自助〉について考える日です。5月28日の語呂となる「5つ葉(いつつば)」には、そのために大切な「希望」「知恵」「財運」「健康」「愛」の意味が込められています。生命保険業界は、皆さまが〈自助〉について考えるうえで必要なリテラシーの向上に貢献していきます。



## 2 「人生100年時代に必要なリテラシーと金融業界の役割」 シンポジウムの開催

創設後初めてとなる「自助の日」(2019年5月28日)に、全国銀行協会・信託協会・日本証券業協会・日本損害保険協会と共同でシンポジウムを開催しました。基調講演やパネルディスカッション等を行い、これからの時代に必要となるリテラシーや期待される金融業界の役割について発信しました。

### 主催挨拶

稲垣 精二(生命保険協会 会長)

### 来賓挨拶

遠藤 俊英氏(金融庁 長官)

### 業界団体挨拶

西澤 敬二氏(日本損害保険協会 会長)

### 基調講演

### パネルディスカッション

《金融リテラシー向上に向けた金融業界の役割》

#### ▶パネリスト

高島 誠氏(全国銀行協会 会長)

池谷 幹男氏(信託協会 会長)

鈴木 茂晴氏(日本証券業協会 会長)

中川 忍氏(日本銀行 情報サービス局長・金融広報中央委員会 事務局長)

稲垣 精二(生命保険協会 会長)

▶モデレーター 魚住 りえ氏(フリーアナウンサー)

### 閉会挨拶

中川 忍氏(日本銀行 情報サービス局長・金融広報中央委員会 事務局長)



閉会挨拶をする金融広報中央委員会 中川氏





# 3 金融リテラシーが身につく ショートムービーの公開

2019年2月に新しい動画教材『ライフプランのいろいろ』をリリースしました。「ライフプラン」「資産形成」「保険」を切り口として、人生100年時代に必要な知識に気づいていく気軽に楽しめるストーリーとなっています。



動画教材は公式 YouTube チャンネルに公開しています。



# 4 「金融・保険に関する 学習情報サイト」の開設

教育関係者や一般消費者に教材等をワンストップで提供する学習情報サイトを開設しました。



# 5 保険教育推進に向けた継続的な取組み

## ●「全世代対応型パッケージ」による 生命保険や生活設計の理解促進

生命保険文化センターと連携しながら、すべての世代に切れ目なく対応する「全世代対応型パッケージ」を構築し、生命保険や生活設計に関する理解の促進に向けて取り組んでいます。新学習指導要領で社会保障等とあわせて学ぶこととなった“民間保険”等に関する中学校・高等学校向け保険教育教材も当協会ホームページから無償でダウンロードいただけます。

## 「全世代対応型パッケージ」



※①～④は生命保険文化センターが実施している消費者啓発・情報提供事業の一環です(同センターの取組みについては、37ページをご覧ください)。

## ●大学生向け実学講座の実施

共助(社会保障制度)と自助(生命保険)の関係や、生命保険の役割・仕組み等を学ぶことができる講座を各地の大学で開設し、金融リテラシー教育に貢献しています。



岡山大学で講義をする  
岡山県協会事務局長

# SDGs・ESG推進に向けた取組み

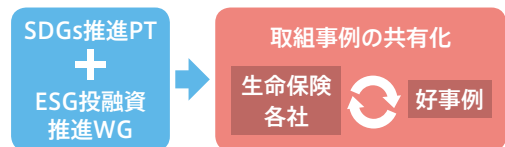


人生100年時代を安心と希望に満ちたものとしていくためには、将来にわたって持続可能な社会を構築していくことが重要です。当協会は社会保障制度の一翼を担う産業として、さまざまな社会課題解決に向けた取組みを推進し、一人ひとりが安心と希望に満ちた人生を過ごせる持続可能な社会の実現に貢献していきます。

## 1 SDGs推進に向けた態勢整備

当協会では、「SDGs推進PT」と「ESG投融资推進ワーキンググループ(WG)」を設置し、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた取組みの検討を進めるとともに、取組事例を共有化することで生命保険各社の取組み推進を支援しています。

### 生命保険協会のSDGs推進態勢



### ①「行動規範」の改正

2018年11月に「行動規範」を改正し、SDGsの観点を反映させることで、持続可能な社会の実現に向けて、生命保険業界に期待される役割等を明確化しました。  
※「行動規範」については、14ページをご覧ください。

### ②「重点取組項目」の選定

SDGs達成に向けて、生命保険業界が重点的に取り組む8つの項目を選定しました。  
※重点取組項目については、4ページ「SDGs推進に向けて」をご覧ください。

### ③SDGsフォーラムの開催

2019年1月に日本損害保険協会と共同で「SDGsフォーラム」を開催しました。官・民の有識者による基調講演やパネルディスカッションを通じて、保険業界が果たすべき役割について発信しました。



### ④「TCFD提言」への賛同

生命保険業界における気候変動に対する取組みをより一層推進するため、「TCFD提言」に賛同しました。

#### Keyword TCFD提言

**世** 界の主要国の中央銀行・金融監督当局・財務省等が参加する金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)が、2017年6月に公表しました。企業に対して、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することが推奨されています。

### 生命保険協会担当者の声



総務部 会計グループ  
みずの じん  
水野 仁



生命保険相談室  
にしはら えり  
西原 英里

#### 生命保険業界は、健康寿命の延伸をサポートしてSDGsに貢献しています

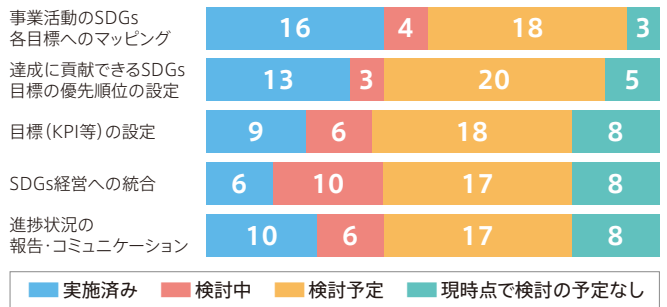
生命保険業界は、テクノロジーを活用した健康増進に資する保険・サービスの提供を通じ、ProtectionからPreventionへと活動領域を拡大しながら、お客さま一人ひとりの健康寿命の延伸に貢献すべく取り組むことで、SDGsの目標達成に向けた役割を發揮しています。SDGsが年限とする2030年までだけではなくその先の未来も見据え、持続可能な社会の実現に向けて生命保険業界の取組みをさらに発展させていきます。



### ⑤取組事例の共有化

生命保険各社におけるSDGs達成に向けた取組状況に関するアンケートを実施し、取組事例を共有化することで、各社の取組みのさらなるレベルアップを促進しています。

### 〈生命保険各社におけるSDGs達成に向けた取組状況〉 (社)



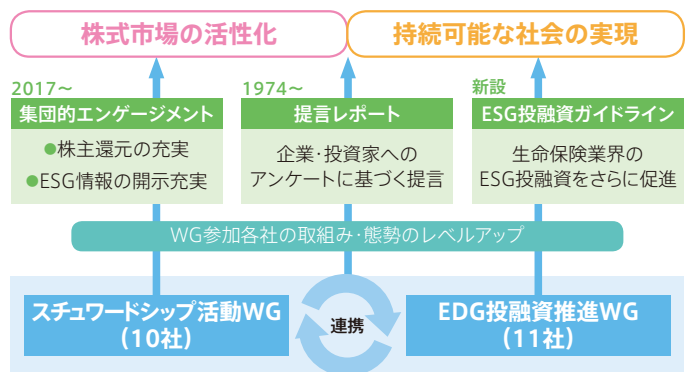
### 〈重点取組項目に関する取組事例〉

1.持続可能な社会保障制度の構築	・医療・介護・老後等、多様な保障ニーズに応える商品・サービスの提供 ・オンライン手続きの導入を通じたユニバーサル・サービスの提供	
2.金融リテラシー教育の推進	・ウェブサイトや教材・ツールを通じた生命保険に関する情報提供 ・金融・保険に関するセミナーや寄付講座の実施	
3.高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進	・高齢者に対する説明やアフターフォローの充実 ・お客さま宛書類への点字・音声案内の導入	
4.健康寿命延伸に向けた取組み	・FinTechを活用した、健康増進を促す商品・サービスの提供 ・従業員の健康増進活動の支援	
5.ESG投融資の推進	・ESG投融資推進態勢の整備 ・グリーン投資・インパクト投資の拡大	
6.マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力への対応	・リスクベース・アプローチに基づくマネロン等対策の高度化 ・警察等と連携した反社会的勢力との取引のスクリーニング強化	
7.女性活躍推進	・女性従業員のキャリアアップに向けた育成態勢の整備 ・仕事と育児の両立支援制度の充実	
8.人権に関する対応	・従業員に対する人権啓発研修の実施 ・障がい者の活躍推進やLGBTへの理解促進	
9.その他	・保険約款等のペーパーレス化の推進 ・自治体と連携した地域の見守り活動の実施 ・開発途上国との技術協力	

## 2 ESG投融資の推進に向けた取組み

当協会では、株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向けて、「ESG投融資推進WG」を設置し、以前より設置している「スチュワードシップ活動WG」の活動とあわせて、参加各社の取組み・態勢のレベルアップを促進しています。2018年度は、ESG投融資推進WGによる「ESG投融資ガイドライン」の策定、スチュワードシップ活動WGによる「集团的エンゲージメント」の実施に加え、両WG共同で「提言レポート」の策定を実施しました。

また、2019年2月には環境省が主催する「ESG金融ハイレベル・パネル」に協会長が参加し、当協会のESG投融資推進に向けた取組みをプレゼンテーションしました。



### Keyword ESG金融ハイレベル・パネル

ESG金融懇談会提言(2018年7月)を踏まえ、金融・投資分野の各業界トップと国が連携してESG金融に関する意識と取組みを高めていくための議論・行動の場として設置されました。

# Insurance Forum Japan 2019

2019年6月に「Insurance Forum Japan 2019」を開催しました。  
世界各国からグローバルに活躍する保険関係者等が集まり、未来を見据え、保険のより一層の社会的役割の発揮に向けて議論しました。



## 1 開催概要

2018年G20議長国のアルゼンチンにて、G20関連で初めて保険に特化したイベントである「Insurance Forum Argentina 2018」が開催されました。そのバトンを受け継ぎ、G20大阪サミットやG20財務大臣会合にあわせ、「Insurance Forum Japan 2019」を開催しました。

本フォーラムでは、国内外で活躍されている各方面の専門家をお招きし、G20のテーマのうち、保険業界に関わりの深いトピックスについて、保険の社会的役割のより一層の発揮および経済成長への貢献という視点から議論し、政府に対する要請を中心にメッセージとして発信しました。

また、G20開催国である日本政府が議長を務めるGPMI（金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ）が主催する高齢化と金融包摂に関するフォーラムに、GFIA（国際保険協会連盟）会長が登壇し、「Insurance Forum Japan 2019」の議論の内容を紹介しました。



## 2 登壇者

### I. 基調講演・挨拶等

麻生 太郎氏  
(副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣(金融担当))  
遠藤 俊英氏(金融庁 長官)  
Juan Pazo氏(アルゼンチン保険監督庁 長官)

Recaredo Arias氏  
(GFIA(国際保険協会連盟) 会長)  
稲垣 精二(生命保険協会 会長)

### II. パネルディスカッション

#### 《デジタル技術(高齢化社会を踏まえて)》

▶モデレーター 河合 美宏氏(京都大学経営管理大学院 特命教授/東京大学公共政策大学院 教授)

#### ▶パネリスト

Clement Cheung Wan-ching氏(香港保険監督庁 長官)  
宮田 裕章氏(慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授)  
Ho Hern Shin氏(シンガポール通貨監督庁 総裁補(銀行・保険グループ監督局担当))  
Nina Arquint氏(スイス・リー・マネジメント 定性的リスク管理部門長)  
Wayne Xu氏(衆安インターナショナル 社長)

#### 《高齢化への対応》

▶モデレーター 河野 正道氏(OECD(経済協力開発機構) 事務次長)

#### ▶パネリスト

Greig Woodring氏(元RGA CEO)  
Michaela Koller氏(欧州保険協会 事務局長)  
Olivia S. Mitchell氏(ペンシルベニア大学ウォートン校 教授)  
稲垣 精二(生命保険協会 会長)

#### 《レジリエント・エコノミー構築への貢献》

▶モデレーター Don Forgeron氏(カナダ損害保険協会 会長)

#### ▶パネリスト

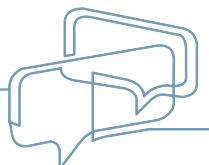
Ceyla Pazarbasioglu氏(世界銀行 副総裁)  
福渡 潔氏(SOMPOリスクマネジメント株式会社 リスクマネジメント部 部長)  
吉野 直行氏(アジア開発銀行研究所 所長)  
Tomas Leonardi氏(AIG 上級副社長(政務業務、公共政策およびコミュニケーション部門担当))

#### 《高齢化への対応およびレジリエントエコノミー構築と国際保険監督基準》

▶モデレーター Jonathan Dixon氏(IAIS(保険監督者国際機構) 事務局長)

#### ▶パネリスト

Andrew Bulley氏(デロイトUK パートナー)  
Bryan Pickel氏(ブルデンシャル・ファイナンシャル 国際規制担当部門長)  
Chlora Lindley-Myers氏(NAIC(全米保険監督官協会) 市場規制および消費者問題委員会委員長)  
太田 浩氏(金融庁総合政策局 国際政策管理官)  
Manuela Zweimueller氏(EIOPA(欧州保険・年金監督局) 政策局長)  
Tomas Wilson氏(アリアンツ CRO)



活動報告

# 変わらない安心を お届けするために

次の10年、そしてその先の未来を見据え、  
社会基盤たる生命保険事業の  
さらなる役割発揮に向けた  
取組みを行っています。



| Part1 | 生命保険事業の基盤整備に向けて |

| Part2 | 健全な制度運営のために |

| Part3 | 社会に貢献するために |

# 生命保険事業の基盤整備に向けて

生命保険各社のお客さま本位の業務運営を後押しするほか、生命保険事業に対する理解の普及促進を行っています。



## お客さま本位の事業を行うための取組み

### 生命保険各社が遵守すべき「行動規範」の制定

当協会では、生命保険事業がこれまで以上に社会から信頼されるよう、生命保険各社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。「行動規範」では、各社の事業経営や役職員の業務遂行における原則・基準を「行動原則」として定めるとともに、遵守すべき「基本的行動」を定めています。2018年11月には、SDGs達成に向けた生命保険業界の役割を明確化する観点から、「行動規範」を改正しました。

#### 行動規範

#### [行動原則]

お客さま  
本位の行動

コンプライアンスと  
高い企業倫理に基づく行動

社会的責任に  
基づく行動

#### [基本的行動]

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| ① 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進 | ⑦ 環境問題への取組みの推進    |
| ② お客さまや社会との相互理解の促進             | ⑧ 社会貢献活動の推進       |
| ③ お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底          | ⑨ 人権の尊重           |
| ④ 公正な事業活動の遂行                   | ⑩ 働き方の改革と職場環境の充実  |
| ⑤ 反社会的勢力との関係遮断                 | ⑪ リスク管理の徹底        |
| ⑥ 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用           | ⑫ 再発防止の徹底と説明責任の遂行 |

#### Keyword

### 顧客本位の業務運営に関する原則



融庁は2017年3月「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。生命保険各社においては、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいてPDCAを回しながら取組みの高度化を図っています。

## 実務上の留意点等をまとめた自主ガイドライン策定と見直し

当協会では、商品の提案・提供からお支払いまでの各段階において、適切な取扱いを行い、お客さまに対して最良のサービスが提供できるよう、生命保険各社やその役職員が参考とすべき実務上の取扱い・留意点等を自主ガイドラインとして策定し、周知を図るとともに、定期的に点検・見直しを行っています。

### 自主ガイドライン

#### 消費者への情報提供

(生命保険文化センター作成)

- 生命保険の契約にあたっての手引
- 保険金・給付金の請求から受取りまでの手引

#### 適切な保険金支払い

- 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- 保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- 診断書様式作成にあたってのガイドライン

#### 適正な募集

- 契約概要作成ガイドライン
- 注意喚起情報作成ガイドライン
- 契約締結前交付書面作成ガイドライン
- 市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン
- 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- 未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン
- 保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- 募集関連行為に関するガイドライン

#### 個人情報保護

- 生命保険業における個人情報保護のための取扱指針(生保指針)
- 生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針(生保安全管理実務指針)

#### 募集資料等の適正な表示

- 生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- 生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

#### 高齢者対応

- 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

#### 資産運用

- 生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン

## 「認定個人情報保護団体」としての活動

当協会は、2005年4月に個人情報の保護に関する法律に基づき「認定個人情報保護団体」として認定を受けました。「個人情報保護指針」を策定し、生命保険各社に対して遵守させるとともに、必要な指導・勧告等を実施しています。また、苦情等の受付および各社に対する情報提供等を行っています。

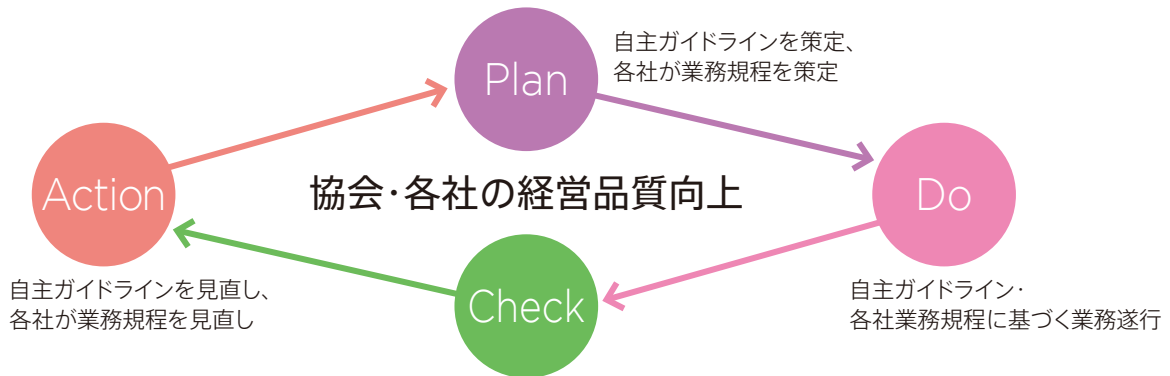




## 生命保険各社の取組事例の共有・経営への反映

当協会では、自主ガイドラインを踏まえた生命保険各社の取組みについて、原則として年1回、「Value Upアンケート」を実施しています。消費者からの意見・要望等を踏まえた各社の対応を含め、お客さまサービスの向上を目指して行った取組事例等を収集・共有し、各社のPDCAの取組みの強化・高度化および経営への反映を促進しています。

### 自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組み



### Value Upアンケート

#### 〈各社の取組事例〉

#### 〈全体版〉

##### 【高齢者等への対応】

- 契約者が80歳以上の場合、原則「子」の同席を必須とする。「子」が遠隔地に居住等の理由により、「子」の同席が困難な場合は、「子」以外の親族の同席とともに、「子」への電話による確認・了承を得る。

##### 〈業界外部からの声〉

今後も高齢者に関するトラブルが増えていくように思うので、親族の同伴を必ず義務付けるということはできないのか。

- 保障期間、解約払戻金について質問形式のやり取りによる理解力・判断力の確認と、ご家族への周知のお願いを実施。また、保険証券に、ご家族への周知を促すご案内を同封。

##### 〈業界外部からの声〉

高齢者は、サインをしても実際には理解していないことがあるので、ガイドライン以上に慎重な対応をお願いしたい。

##### 【請求手続きの簡略化】

- 所定の条件を満たす場合、請求書類の記入や郵送のプロセスを省略し、公式ウェブサイトまたはコールセンターからご案内するURLに必要書類（病院発行の領収証等）の画像をアップロードするだけで簡潔に請求手続きが完了する制度を開始。

##### 〈業界外部からの声〉

少額の入院給付金等の請求に際し、毎回、診断書を要求される。もっと簡便に請求できるようにしてほしい。

#### 〈外貨建て保険版〉 2019年6月新設

##### 【適正な勧誘】

- お客さま向け動画（為替リスクの説明動画等）を作成し、意向確認書の中でお客さまご自身に視聴内容をご理解いただいたことをチェックしていただき、理解度を確認。

##### 〈業界外部からの声〉

外貨建て一時払い生命保険を契約後に思った商品と違うという消費者がいる。外貨建ての場合、為替差損が発生するなどリスクがある。説明を充分にしてほしい。

##### 【親族が同席できなかった場合の取扱い】

- 高齢者募集に際して親族に同席いただけなかった場合は、特定保険契約の該当有無に関わらず、商品説明日から申込日までの期間を7日間以上確保することについてルール化。

##### 〈業界外部からの声〉

家族が近くに住んでいない、家族との交流は無く、家族に同席を求めたくない等、家族はいても実際に同席しないケースもあると思うが、その場合は、どのような対応をしているのか。

##### 【説明の充実】

- 外貨建て保険（一時払）については、「販売時のわかりやすい情報提供」および「他の金融商品との比較」が可能となるよう、新たに実質的な利回りを設計書に表示。

##### 〈業界外部からの声〉

商品の種類が多く、選択肢の幅がある中で、自分にふさわしい商品はどれなのか選択の方法すらわからない人が多い。高齢者でもわかりやすい高齢者向けの説明書がほしい。

※各社の取組事例は、標準的な取組みを示したものではありません。また、破線囲みの中には、取組事例に関する「業界外部からの声」を掲載しています。



## 「せいほ意見交換会」の開催と消費者関連団体への定期的訪問

当協会では、消費者の声を把握し、生命保険事業に対する正しい理解を促進することを目的に、生命保険文化センターと協力して「せいほ意見交換会」を開催しています。2018年度は、全国で消費者行政・団体や報道関係者と計125回の意見交換会を開催し、多くのご意見をいただきました。また、日頃から消費者関連団体を定期的に訪問し、情報提供を行うとともに、生命保険事業や当協会の活動等に関するご意見をお聞きしています。



せいほ意見交換会(神奈川県協会)

### せいほ意見交換会開催状況

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方協会主催 (54協会)	消費者行政・団体向け	55回	55回	55回	55回	55回
	マスコミ向け	54回	57回	56回	57回	55回
本部主催	消費者団体との開催	16回	16回	18回	15回	15回
<b>全体合計</b>		<b>125回</b>	<b>128回</b>	<b>129回</b>	<b>127回</b>	<b>125回</b>



主婦連合会  
消費者相談室長  
木村 たま代さん

### 消費者団体の声

#### これからも消費者に寄り添った取組みを期待しています

さまざまな取組みによって、ここ数年生命保険への苦情件数は、全体では減少傾向になっていますが、一方で、銀行等の窓口における外貨建て保険の苦情件数は増加しています。この保険の苦情原因は、元本割れリスク等の説明不足が多くを占め、そして高齢者からの苦情が多くなっています。生命保険を契約する際には、消費者は保険の内容について十分に理解することが重要ですが、提供される情報が複雑で量も多く多岐にわたっていることが多いため、内容を理解することが難しく、これがトラブルのもとになっています。消費者が自身のニーズにあった契約を選択するためには、契約内容について誤解がないよう、契約者の理解にあわせた説明を行うこと等、消費者の信頼向上に向けた一層の取組みが求められます。高齢者向けのガイドラインの策定、災害時の対応、保険教育に関する取組み等、生命保険協会が行っている消費者向けのさまざまな取組みが、ますます重要になってきます。また、動画やSNSによる情報提供等、新しい取組みにも期待します。安心と希望に満ちた未来を切り開いていくために、これからも消費者に寄り添った取組みをしていただくようお願いします。

## 生命保険業界における高齢者対応(これまでの当協会の取組み)

当協会では、生命保険各社の取組みの後押しや、高齢者への理解促進に向けた取組みとして、各社への情報共有や高齢者への情報提供を行っています。各社における高齢者対応への取組みは、ここ数年で大きく前進しています。

### CASE 1 報告書の公表

#### 「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」

公表年月 2013年6月

概要 生命保険のご加入時、ご加入後の契約継続時、手続き発生時のそれぞれの局面において、高齢者対応に関する課題を整理し、高齢者の特性に配慮した生命保険各社の取組みについて取りまとめています。

### CASE 2 高齢者向け情報冊子の作成・提供

#### 「今だから聞きたい! 生命保険 便利帳」

公表年月 2014年3月

概要 高齢者に安心して保険にご加入・継続いただける環境づくりの一環として、保険契約時から保険加入期間、請求・受取時にいたるまで、それぞれの場面に関する情報や留意点等を取りまとめています。



### CASE 3 自主ガイドラインの策定・公表

#### 「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」

公表年月 2014年10月

概要 高齢者向けの適切でわかりやすい対応をしていくための基本的な考え方と留意点を整理した自主ガイドラインを策定しています。2019年5月には、消費者の声を踏まえて、市場リスクを有する保険契約を販売する際には、高齢者のご家族の方等からもご理解いただける取組みを行う等、高齢者により配慮した対応をしていくために、ガイドラインを改定しました。

### CASE 4 提言書の公表

#### 「高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書—『マイナンバー制度の民間利活用』への提言—」

公表年月 2017年4月

概要 2016年にスタートした新たな社会インフラであるマイナンバー制度の活用が、高齢者に対する利便性向上等の有効策のひとつになると考え、同制度の民間利活用を提言しています。

# 積極的な意見・要望の表明

## 生命保険事業の発展に向けた取組み

当協会は、公的保障を補う私的保障の充実に貢献するとともに、生命保険事業のさらなる発展を図るため、さまざまな取組みに参画し、積極的に意見を表明しています。

### 1 税制改正の要望

公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増すなか、持続可能な社会保障制度を確立するためには、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を支えることが重要です。そこで、当協会では2019年度税制改正において、生命保険料控除制度の拡充や、企業年金保険制度の充実等を要望しました。

### 2 国際的な保険監督基準の策定に向けた意見

「保険監督者国際機構」(IAIS) が策定を進めている国際資本基準 (ICS) 等に日本の生命保険事業の特性が適切に反映されるよう、意見を表明しました。

### 3 国際保険協会連盟および国際会議への参画

各国の保険協会による情報連携、IAIS 等の国際機関に対する保険業界の意見発信の強化を目的として、2012年10月に発足した「GFIA (国際保険協会連盟)」に、当協会も設立時からメンバーとして加盟しています。また、2018年9月にG20議長国のアルゼンチンにて、G20関連で初めて保険に特化したイベントとして開催された「Insurance Forum Argentina 2018」において、当協会副会長の佐々木がパネリストとして出席し、高齢化に関する諸課題に対して生命保険が果たしうる貢献について意見を表明しました。



Photo of G20 Insurance Forum in Bariloche Argentina: courtesy of Superintendence of Insurance of Argentina



# 健全な制度運営のために

お客さまからの信頼維持・向上と、事業の健全な発達を目指し、  
生命保険各社の適正な運営を支援しています。

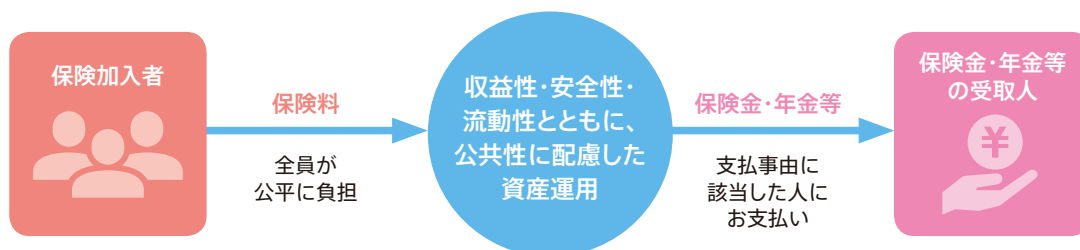


## 暮らしと社会を支える生命保険

### 保険料の運用を通じた社会・経済活動の支援

生命保険各社の総資産は約381兆円で、世帯数で単純に割ると一世帯あたり約673万円になります（2017年度実績）。生命保険各社は皆さまの保険料のご負担を軽減しつつ、確実に保険金等をお支払いするために、お預かりした大切な保険料を収益性・安全性・流動性ととともに、公共性に配慮しながら運用しています。また、当協会では、国内株式市場全体の活性化に向けた取組みも実施しています。

#### 生命保険の仕組み（相互扶助の原理）



### 「相互扶助」の仕組みによるさまざまな生活保障の提供

生命保険は大勢の人が公平に保険料を負担しあい、いざというときにお互いに給付を受けられる「助け合い」「相互扶助」の仕組みにより、さまざまな保障を提供しています。生命保険各社は死亡・高度障害保険金をはじめ、入院・手術給付金や年金等のお支払いを通じ、皆さまの生活に貢献しています。

#### 保険金・給付金等の合計（2017年度実績）

年間  
**約19.0兆円**  
(1日あたり約520億円)

医療保障  
としての  
入院・手術  
給付金等



死亡・  
高度障害保  
険金等



老後保障  
としての  
年金等

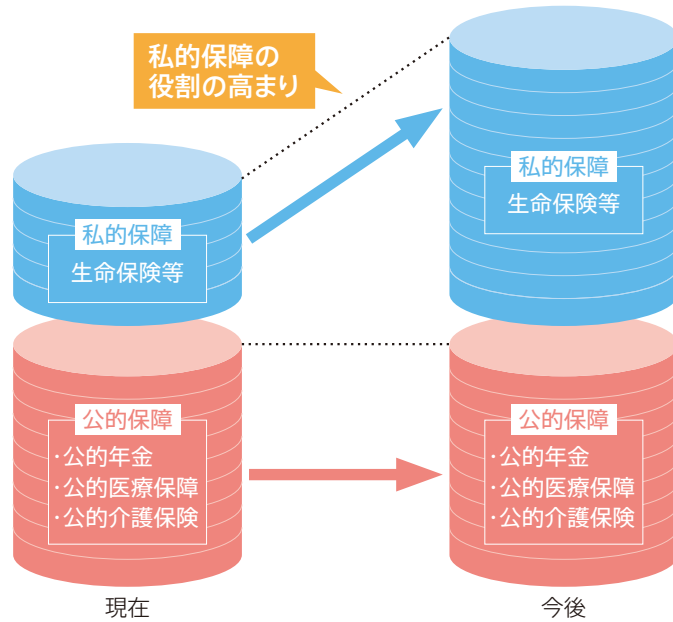




## 私的保障の役割の高まり

「人生100年時代」とも呼ばれる長寿化や、ライフプラン・価値観の多様化が進んでいます。こうしたなか、一人ひとりが安心と希望に満ちた人生を歩むためには、「公私二本柱の生活保障」という理念のもとに、公的保障（公的年金等）と自助努力による私的保障（個人保険や企業保険等）を適切に組み合わせることが、ますます大切になっていると考えます。

### 公私二本柱の生活保障

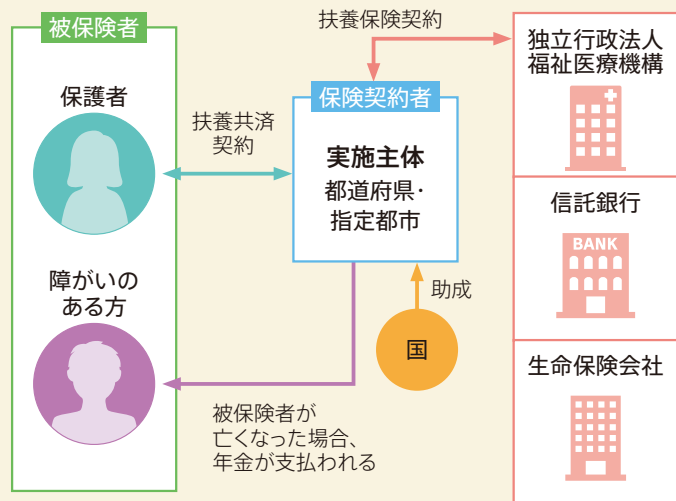


### Keyword

## 心身障害者扶養共済制度

**保** 護者の方が、障がいのある方を扶養している場合、毎月掛金を納めることで、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身年金を支給する制度です。この制度は地方公共団体が実施しており、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進、保護者が抱く将来の不安の軽減を図ることが目的です。生命保険会社10社が共同で保険契約を引き受けて運営に協力しており、2018年度末の加入者数は42,316名となっています。

### 心身障害者扶養共済制度の仕組み



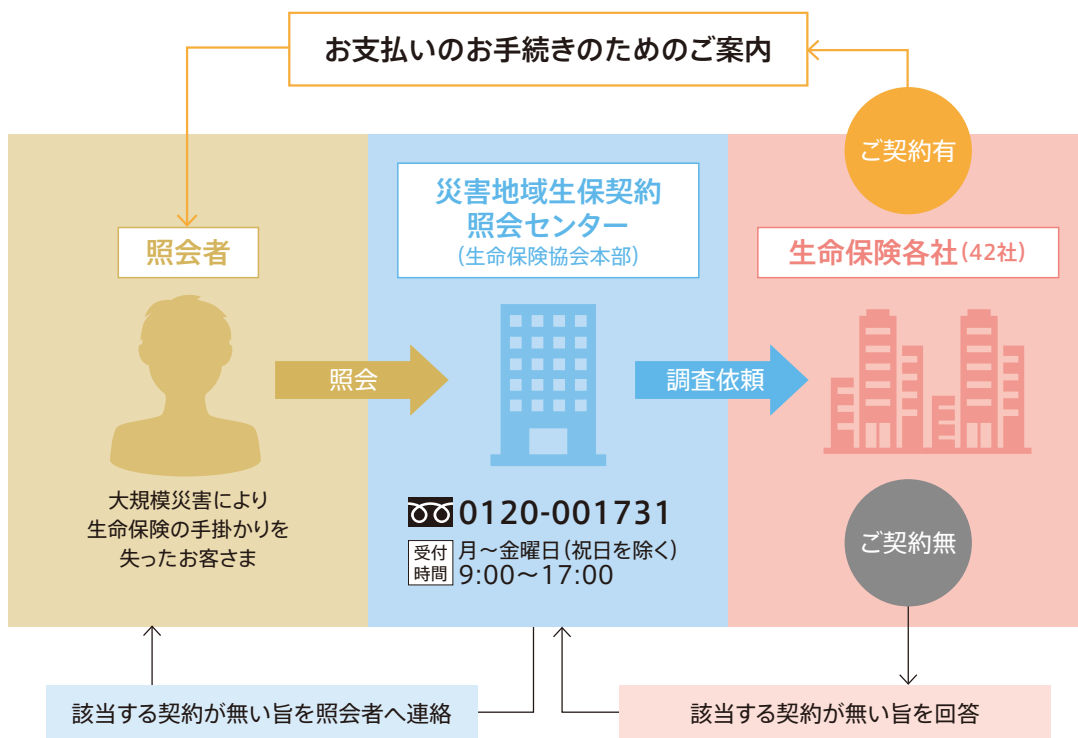
## 災害等の発生に備えた態勢整備

当協会では、災害等の発生に備え、「大規模災害対策要綱」「新型インフルエンザ等対策要綱」を策定する等、保険金のお支払い等の重要な業務を継続し、社会的責任を果たせるよう、対策を講じています。また、生命保険各社においても、事業継続計画(BCP)や事務・サービスの定期的な見直しに加え、平常時のお客さま対応についても一層の充実に向けて取り組んでいます。

## 「災害地域生保契約照会制度」の運営

当協会では、東日本大震災以降「災害地域生保契約照会制度」を運営しています。この制度は、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまが加入していた生命保険会社がわからず、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に応じています。

### 災害地域生保契約照会制度の運営



## 大規模災害発生時における生命保険協会の対応

当協会では、大規模災害が発生した際、「被災された方に一刻も早くご安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」および「生命保険各社による被災された契約者等への対応（被災された契約者等の安否確認、保険金等の支払手続きのご案内、迅速な保険金等の支払い等）を積極的に支援すること」を基本方針とし、各種対策を実施しています。

### 平成30年7月豪雨への対応

当協会では、2018（平成30）年7月9日に対策本部を設置し、以下の対応を実施しました。

#### 1 被災されたお客さまのご契約についての特別取扱いの実施

生命保険各社において、災害救助法が適用されたお客さまのご契約について以下の特別取扱いを実施。

##### 1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長。

##### 2. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いを実施。

#### 2 災害地域生保契約照会制度の運営

※制度の詳細は22ページをご覧ください。

#### 3 お見舞い広告の出稿

災害救助法が適用された地域の地方紙へ広告を出稿し、上記の特別取扱いや照会制度について周知。

#### 4 生命保険各社相談窓口一覧の作成

当協会のホームページに本災害に係る特設ページを設置し、生命保険各社の相談窓口一覧を掲載。また、各自治体や避難所を訪問し、相談窓口一覧を記載したポスターやチラシを配布。



相談窓口を記載したポスター



避難所訪問の様子



# 苦情・紛争の解決支援

## 中立・公正な立場での消費者の相談・苦情への対応

生命保険相談所（東京の生命保険相談室と各道府県50ヵ所の連絡所）では、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場で相談や苦情等をお受けしています。苦情の解決依頼の申出を受けた場合には、関係する生命保険会社に対して和解のあっせん等を行い、早期解決を支援しています。

### ●生命保険相談所の受付件数

年度	2017年度	2018年度
一般相談	3,593	3,256
苦情	4,219	4,220
<b>合計</b>	<b>7,812</b>	<b>7,476</b>



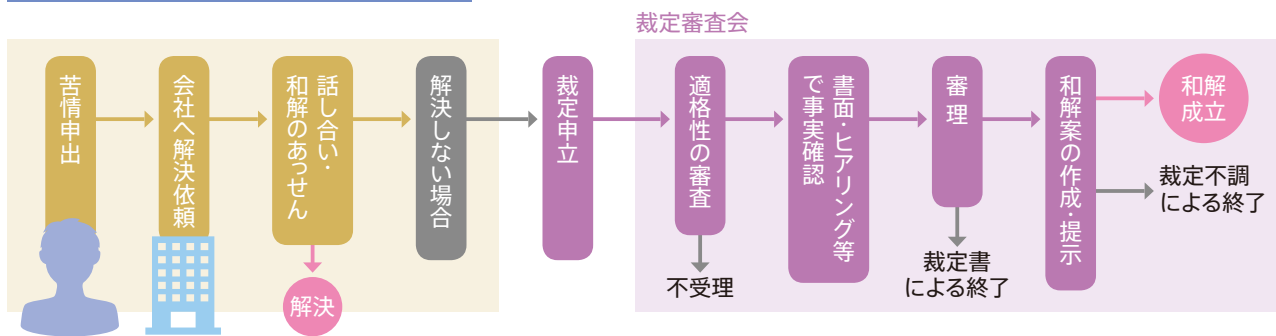
(単位:件)

相談の様子

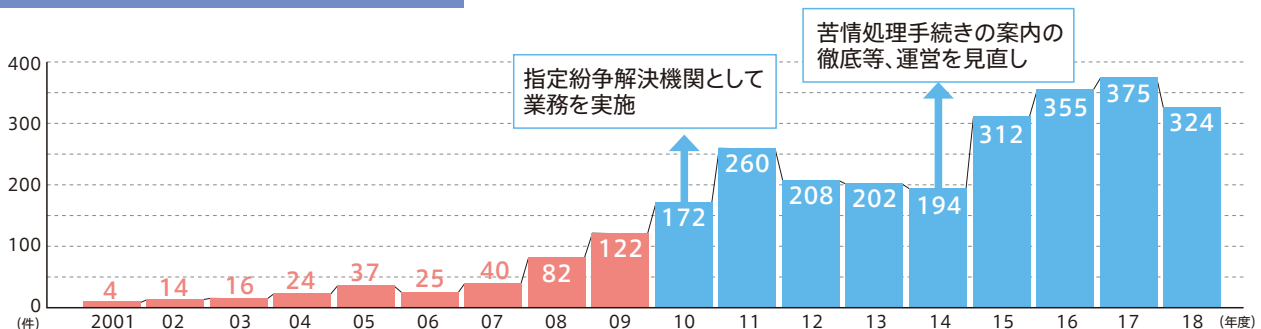
## 「裁定審査会」における紛争の適切な解決

苦情申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、その申出の解決を図ることを目的に、生命保険相談所に「裁定審査会」を設けています。同会は現在、弁護士7名、消費生活相談員7名、生命保険相談所の職員3名の計17名の委員で構成されています。原則として全件で事情聴取を行い、解決の糸口となる個別事情の把握に努め、積極的に和解提案をする等、中立・公正な立場から紛争の適切な解決を図っています。

### 裁定審査会ご利用手続きの流れ



### 裁定審査会への申立件数の推移





**Key word**

## 指定紛争解決機関

**指** 定紛争解決機関とは、中立・公正なADR機関（裁判外紛争解決機関）として、法令に基づき金融庁から指定を受けた機関をいいます。当協会は、2010年9月15日付で指定を取得しました。

### 「指定紛争解決機関」による手続きの主な特長

- ① 生命保険会社は手続きへの参加・協力が義務付けられています。
- ② 生命保険会社は裁定審査会の裁定結果を原則として受諾することが義務付けられています。
- ③ 裁定審査会への申立を行う場合、お客さまの請求権にかかる消滅時効の進行が中断します。
- ④ 裁定審査会の手続きは、無料でご利用いただけます。

## 外部有識者による「裁定諮問委員会」の設置

生命保険相談所では、外部有識者の学者、弁護士、医師および消費者団体の代表者からなる「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、生命保険相談所長（生命保険協会長）からの諮問・相談に応じるとともに、相談所の業務や裁定審査会の運営が公正・円滑に行われるよう、必要に応じて勧告・提言を行っています。当協会では、同委員会で出された意見等を、当協会や生命保険各社の取組みに反映させる仕組みを構築しています。

## お客さまの声の今後の経営改善への活用

生命保険業界では、当協会や生命保険各社で受け付けたお客さまの声を経営改善に活かす取組みを進めています。なお、お客さまに苦情内容の傾向や苦情に対する各社の取組みをご理解いただくため、当協会や各社のホームページで苦情の件数や内訳、保険金等の支払件数・支払非該当件数等に関する情報を開示しています。

## 相談や苦情対応についての情報提供

当協会では、相談・苦情の受付状況をまとめた「相談所リポート」や「裁定概要集」を発行しています。また、年に4回、項目別の苦情件数や代表的な苦情等をまとめた「ボイス・レポート」（全社版・各社版）を作成・提供することで、苦情の再発防止・未然防止を図っています。さらに、生命保険各社の苦情件数をホームページで公表し、中立性・公正性・透明性の確保に努めています。

### ●ホームページでご覧になれる苦情情報等

苦情件数	当協会受付分	◎
	各社受付分	○
苦情の内訳	当協会受付分	◎
	各社受付分	○
苦情の主な事例		○
苦情等の対応状況（改善状況）		○
保険金等の支払件数・支払非該当件数		○
保険金等支払漏れ等		○

◎：当協会ホームページで開示

○：各社ホームページで開示（当協会ホームページからリンク）



生命保険相談室  
ながぬま よしのぶ  
長沼 義信

### 生命保険相談室相談員の声

#### お客さまから相談して良かったと思われる対応を心掛けています

生命保険相談所は、生命保険に関するご相談・苦情の受付業務を行っています。お客さまから教えていただく事や、時にはお叱りを受ける事もありますが、お客さまのお話をじっくりとお聞きし、ご相談内容にあったアドバイスをさせていただいております。当相談所ではアンケートを実施し、ご利用いただいた方の率直な声を今後の苦情解決手続および紛争解決手続の運営見直し等に活かすことで、より中立性・公正性、利便性等の高い相談所業務運営を図っています。

# コンプライアンスの向上と人材育成

## 営業職員や代理店のための教育制度の運営

営業職員や代理店が生命保険の販売を行うためには、法令上、主務官庁に生命保険募集人の登録を行う必要があります。当協会では、登録のために必要とされる知識や資質・能力を確認するための「一般課程試験」を運営しています。また、より高いレベルでお客様のニーズに対応できるように「専門課程試験」「応用課程試験」「生命保険大学課程試験」を、変額保険・変額年金保険の販売に必要な知識を修得するために「変額保険販売資格試験」を運営しています。当協会では、毎年テキスト等の見直しを行い、教育内容の充実を図っています。

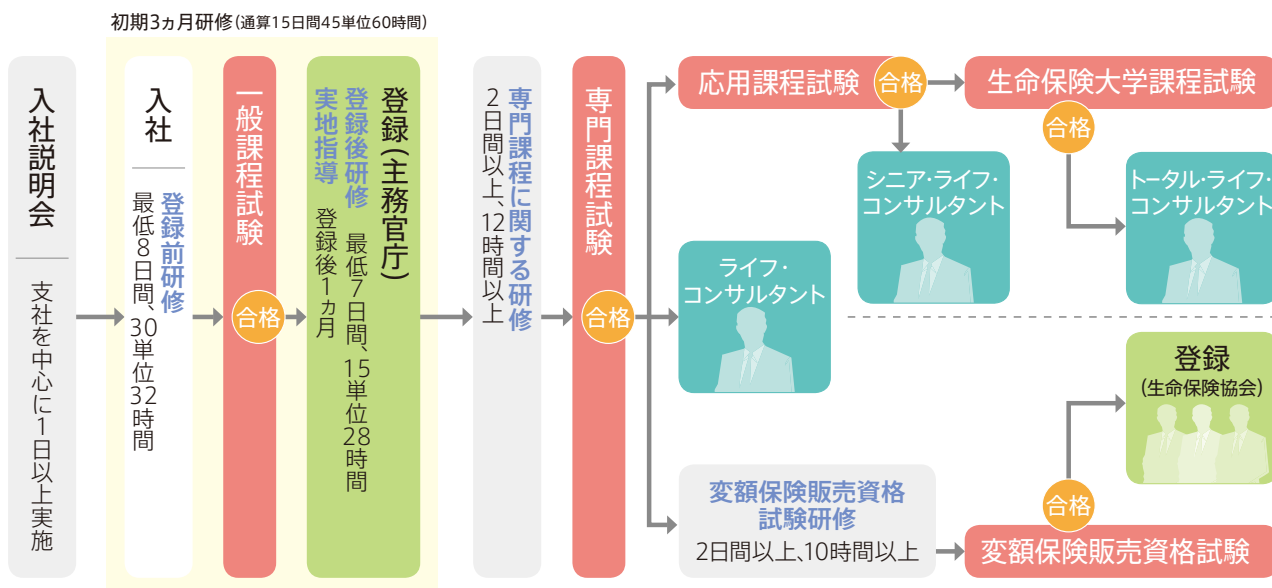
## 生命保険募集人の継続教育制度の実施

生命保険募集人がお客さま重視・法令等遵守の視点を持ち続けて募集活動を行うため、毎年、原則としてすべての生命保険募集人に対して継続的に教育する仕組み（継続教育制度）を構築しています。また、標準カリキュラムのフォローアップを毎年行い、継続教育の充実を図っています。

### 継続教育制度標準カリキュラム

- 1 コンプライアンス
- 2 法令上の禁止行為
- 3 適正な保険募集のために必要な知識
- 4 保険金等の支払い等アフターサービス
- 5 高齢のお客さまへの対応
- 6 保険代理店による保険募集に関するルール
- 7 銀行等による保険募集に関するルール

## 業界共通教育制度の体系図





## 各教育制度の目的、修得内容、合格者数(2018年度)

試験	目的	主な修得内容	合格者数
一般課程	営業職員や代理店に求められる生命保険の基礎知識を修得すること	▶募集時等におけるコンプライアンス ▶保全・アフターサービスの重要性 等	129,619名
専門課程	一般課程で得た基礎知識をもとに、さらに高水準の保険販売に関する専門知識・周辺知識を修得すること	▶隣接業界の知識 ▶社会保障制度・企業保障制度 等	75,575名
応用課程	応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な全般的知識を修得すること	▶税の種類と計算 ▶公的年金制度 等	32,466名
生命保険 大学課程	業界共通教育体系の最高位に位置する課程で、生命保険や関連知識を専門的なレベルで修得すること	▶ファイナンシャル・プランニング ▶個人保険・企業保険商品研究 等	34,564名
変額保険 販売資格	変額商品の特徴や仕組み等の知識を修得すること	▶変額保険の種類と仕組み ▶募集上の禁止・留意事項 等	46,654名

## TLC資格の認定

当協会では、より質の高い生命保険募集の促進に貢献するため、TLC(トータル・ライフ・コンサルタント)資格を認定しています。2018年度の認定者数は6,752名、1993年度からの累計では194,788名となっています。

### Keyword TLC資格

**生** 命保険大学課程全科目に合格し、会社から推薦を得た者に「TLC(生命保険協会認定FP)」の称号が付与されます。同大学課程試験はファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要とされる高度な専門知識を修得する課程で、難易度が高く、業界最高峰の資格となっています。

## 適切に業務を行うための取組みの促進

### CASE 1 支払担当部門の人材育成

生命保険各社の支払担当者の業務能力の維持・向上を図るため、当協会では、2007年度より「生命保険支払専門士試験」を運営し、生命保険各社がお客さまに適切に保険金等をお支払いできるようサポートしています。累計合格者数は38,418名となっています。

### CASE 2 生命保険面接士制度の運営

ご契約の申込時には、告知や医師の診査等により健康状態を確認します。その手段のひとつに、生命保険面接士と面接する方法があります。当協会では、1973年度よりこの生命保険面接士の認定試験を運営しています。累計合格者数は72,195名となっています。

### CASE 3 研修会の実施

法令や自主ガイドラインを踏まえた適切な業務運営のために、生命保険各社の職員を対象に各種研修会を開催しています。また、生命保険業界のコンプライアンス向上への取組みの周知徹底を図っています。



業務教育部  
業務教育グループ  
うらかわ なおき  
浦川 尚樹

### 生命保険協会担当者の声

#### 業界共通教育制度を運営し、コンプライアンスの向上に貢献しています

生命保険各社や全国の地方協会と協力して、生命保険業界共通の教育制度である業界共通教育課程と継続教育制度を運営しています。高齢のお客さまへの対応方法をテキストや試験問題に反映する等、時代に即した制度運営を通じて、生命保険募集人の知識習得やコンプライアンスの向上を後押ししていきたいと考えています。

# 健全性・公平性確保のための取組み

## 生命保険の悪用を防ぐための取組み

生命保険は、不当に利益を得るために悪用されることがあります(これを「モラルリスク」と呼んでいます)。当協会では、モラルリスクを防止するために、さまざまな制度を設けています。また、犯罪死の見逃し防止のための警察による生命保険加入状況調査に協力しています。さらに、社会問題となっている特殊詐欺に対しては、お客さまが被害にあわないよう注意を促すポスターを警察庁や金融庁と協力して作成するとともに、全国の地方協会では注意喚起チラシの配布活動等を行っています。

### 「モラルリスク」を防ぐための制度

#### 契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり、短期間に集中して契約し不正に保険金等を受け取ることを防止するため、契約内容を当協会の「登録センター」に登録し、ご契約の引き受けや保険金等のお支払いの判断の参考にしています。

#### 支払査定時照会制度

保険金等のご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金等のお支払いの際に判断の参考にしています。

#### 生保警察連絡協議会の運営

生命保険を不正に利用する犯罪を防止するため、警察庁と連絡会議を開催しています。また、全国54の地方協会と都道府県警察本部との間で「生保警察連絡協議会」を設置し、暴力団情勢の現状と対策やモラルリスク防止策、特殊詐欺等について、情報交換を積極的に行っています。

## 反社会的勢力への対応

当協会では、「行動規範」等において、反社会的勢力との関係遮断を宣言しています。また、反社会的勢力およびその関係者との保険契約の解消に向けて、保険約款への暴力団排除条項の導入の後押しや反社会的勢力に関する業界データベースの構築、他団体との意見交換等の対応を行っています。

## マネー・ローンダリングに関する対策

マネー・ローンダリングとは、犯罪等で得た資金をあたかも正当な取引で得た資金に見せかけるために、その出所を偽装したり、隠したりすることです。当協会では、マネー・ローンダリング等の対策について、生命保険各社の理解を深めることを目的としたハンドブックやQ&A、お客さまへ向けた店頭掲示用ポスターの作成等を行っています。また、「マネー・ローンダリング等対策PT」を設置し、情報共有等を通じて生命保険各社のマネー・ローンダリング等対策の高度化を図っています。

### Topics 「青森県生保警察連絡協議会」が暴力追放功労団体表彰を受賞

2018(平成30)年11月27日に開催された「平成30年全国暴力追放運動中央大会」(主催:全国暴力追放運動推進センター、警察庁等)において、「青森県生保警察連絡協議会」が暴力追放功労団体表彰を受賞しました。本協議会は生命保険協会青森県協会と青森県警察との間で設置しており、地域の暴力追放運動に長年貢献した功労が認められました。





# わかりやすい情報発信

## ホームページやSNSでの情報提供の充実

当協会ホームページ内の「生命保険の基礎知識」では、生命保険について知っておくと便利な基礎知識を解説しています。「生命保険かんたんナビ」では、生命保険各社の生命保険商品に関する情報を手軽に入手できます。また、当協会ホームページでの情報提供に加え、Twitter公式アカウントでの情報発信を行い、さらなる情報提供の充実を図っています。

### ●生命保険の基礎知識



生命保険を体系的に解説

### ●生命保険かんたんナビ



生命保険各社のホームページにリンク

### ●Twitter公式アカウント



## 経営内容の開示基準の見直し

生命保険各社のディスクロージャー（経営内容の開示）は、法令によって開示項目が定められています。当協会では、お客さまや投資家の利便性の観点から、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定めており、毎年見直しを行うことにより、情報開示のさらなる向上に努めています。

## 財務諸表等を説明した「虎の巻」の配布

生命保険各社の財務諸表等をわかりやすく説明した「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を配布し、当協会のホームページにおいても掲載しています。



## 生命保険各社のディスクロージャー誌の提供

生命保険各社のディスクロージャー誌を、当協会の本部および地方協会に備え付けるとともに、当協会のホームページにおいても各社の決算発表資料および四半期報告資料を掲載しています。

## 「生命保険事業概況」等の統計資料の公表

生命保険各社の主要業績を、毎月、四半期および年度ごとに取りまとめた「生命保険事業概況」や、生命保険業界の動向等を簡潔にまとめた「生命保険の動向」を作成し、当協会のホームページで公表しています。

健康や子育て・教育、介護等をテーマとした助成活動や、  
住み良い社会環境づくりに取り組んでいます。



## 「社会貢献活動3カ年計画」(2017~19年度)に基づく取組み

### 健康増進啓発活動

当協会では、国民の健康寿命の延伸に向けた啓発活動を積極的に推進するため、2014年度より健康増進啓発活動を展開しています。自治体や地域メディア等が主催する全国各地のウォーキングイベントに協賛しており、5年間で延べ154,502名の方々にご参加いただきました。

2018年度は、全国5カ所のウォーキングイベントに協賛しました。各イベント会場内のブースで、骨の健康度の無料測定や健康づくりに役立つ情報冊子の配布等を行い、参加者の健康増進に対する意識の向上に取り組みました。



#### 2018年度協賛イベント

##### 【金沢】加賀百万石 ツーデーウォーク

▶参加者数 3,384名

##### 【札幌】北の都札幌 ツーデーウォーク

▶参加者数 2,853名

##### 【小田原】城下町おだわら ツーデーマーチ

▶参加者数 8,937名

##### 【浦添】うらそえ ツーデーマーチ てだこウォーク

▶参加者数 7,619名

##### 【倉敷】瀬戸内倉敷 ツーデーマーチ

▶参加者数 8,707名

### Topics 「婚活ウォーク」への後援

当協会では、健康増進だけでなく地域の活性化にも貢献するため、2018年度よりウォーキングと婚活イベントを融合させた「婚活ウォーク」に後援しています。直近では全国4カ所(小田原、浦添、倉敷、金沢)のイベントに後援し、延べ292名の方にご参加いただきました。



イベントの様子

### 生命保険協会担当者の声



広報部  
ながかりえ  
長岡 理絵

#### 参加者の健康づくりと地域活性化をサポートしています

本部協会と地方協会が一体となり、自治体等と連携してイベントの周知等に積極的に取り組みました。当日はたくさんの方々にブースにお立ち寄りいただき、皆さまの元気な姿が大変印象に残っています。また、「婚活ウォーク」の参加者からも「歩きながら自然に異性と話ができる仕組みが良く、緊張することなく婚活イベントに参加できました」「スタッフの気遣いが心地よく、イベントを楽しむことができました」とご好評をいただきました。



## 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

待機児童問題が女性の社会進出の妨げとなっており、官民が一体となって、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。当協会では、2014年度より保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開しており、これまでに累計427施設に対し、1億円の助成を行っています。

**活動概要**

**助成対象**

- 1 休日・夜間保育事業、延長保育事業等に必要設備の整備、備品の購入等にかかる費用
- 2 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等にかかる費用

**2018年度実績**

応募総数：**656**施設 助成決定数：**84**施設(累計427施設)  
助成金総額：**1,400**万円(累計1億円)



助成決定書の授与(千葉県協会)



助成決定書の授与(沖縄県協会)



新しい遊具で遊ぶ子どもたち

### 助成先の声

#### 遊具を購入したことで、延長保育が子どもたちにとって楽しいものになりました

ひまわり保育園(現:ひまわりこども園)では、今回いただいた助成金で「ハイランドお山」「レインポートネル」「カプラ魔法の板の積み木」といった新しい遊具・玩具を購入し、延長保育時に使用しています。「あのごく楽しい遊具で遊べる」と、延長保育をプラスイメージでとらえていただくことを期待していましたが、早速子どもたちが楽しく遊んでおり、保護者さまの間でも「子どもたちを夢中にさせてくれる遊具が導入されたい」と噂になっているようです。それぞれの遊具・玩具は、発達に応じて体幹を鍛えつつ五感を刺激する役割や、知育玩具の役割も果たしてくれています。

## 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動

当協会では、核家族化が進展する社会において家族のきずなを深めるきっかけを作るために、2008年度から「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」に取り組んでいます。2008年度からの3年間はオリジナル絵本作品のコンテストを開催しました。2011年度からは、読み手を育成する講習会を開催するとともに、読み聞かせ会の開催を呼びかけ、家族で過ごす時間と場を提供する一助としており、これまでに累計19,984名の方々に講習会にご参加いただき、128,400部の当協会作成副読本を提供しました。

**活動実績**

2018年度読み聞かせ講習会開催数  
全国各地 全**20**カ所(累計204回)

2018年度参加者数  
**2,205**名(累計19,984名)



読み聞かせ会の様子



読み聞かせに関する講習会(東京都協会)

- ### 講習会参加者の声
- 絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、子どもたちの心が豊かになる一助となればと思います。これだけのことを1日に学べて大変感謝しています。
  - 講習の内容はすぐに身近な場所で活かせそうです。楽しい時間をありがとうございました。
  - なかなか実践的な研修に出会える機会が少なかったので、参加することができて良かったです。今後、子どもたちが喜ぶ保育ができるよう、今日のことを取り入れていきたいです。

## 介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、介護福祉士の果たす役割はますます大きくなっています。当協会では、1989年の介護福祉士養成施設の開校と同時に「介護福祉士養成給付型奨学金制度」を実施しており、2018年度までに全国で累計4,959名の学生に奨学金を支給しています。卒業後は多くの方が特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護福祉の第一線で活躍しています。

制度概要

奨学金の額

●月額2万円  
(年間24万円)を支給

●原則返還義務なし

支給期間

1年間

2018年度奨学生数

160名(累計4,959名)



助成決定書の授与(埼玉県協会)



卒業記念品の授与(石川県協会)

奨学生の声



湊川短期大学  
人間生活学科  
生活福祉専攻卒業  
しょうじかほ  
東海林 夏帆さん

温かみのある介護を大切にしていきたいです

介護は「きつい・汚い・危険」の3Kと呼ばれることもありますが、私が実習や老人ホームのアルバイトを通じて見つけたのは、「感謝・感激・感動」の3Kでした。介護では、私たちが利用者さんを支えているとつい考えてしまいます。しかし、私たちも人生の大先輩である利用者さんから助言を頂いたり、笑顔を見るだけで元気をもらったり、と支えられています。介護は、このような温かい関係で出来ていました。これから働くうえで1番大切にしたいのは、温かみのある介護です。利用者さんが人生の最期をここで迎えられるのがよかった、生きていて楽しかった、したいことはやりきったと、悔いなく最期を迎えられるように、利用者さんと心の目線をあわせていきたいです。

## 保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育人材の確保についても重点課題となっています。当協会では、2017年度より「保育士養成給付型奨学金制度」を実施しています。保育士を目指し高い志を持って勉学に励む学生を対象とし、2018年度までに全国で累計148名の学生に奨学金を支給しています。卒業後は多くの方が保育の専門職として活躍し、国家的課題である保育士不足の解消に貢献しています。

制度概要

奨学金の額

●月額2万円  
(年間24万円)を支給

●原則返還義務なし

支給期間

1年間

2018年度奨学生数

81名(累計148名)



助成決定通知書の授与(岡山県協会)



卒業記念交流会(釧路協会)

奨学生の声



名古屋短期大学部  
保育科卒業  
ふくもとのぞみ  
福本 望さん

人としても保育者としても、成長し続けていきたいと思えます

実習では、「誰が」、「どのようなことを行い」、「どのような様子で」、「どのように思っているのか」と細部まで深く観察した上で、子どもの異変等に「気付く」のが大切であると学びました。子どもが心の内に秘めて言い出せないことや、誰かに知ってもらいたいこと等を、保育者は敏感に察し、気付かなければならないと分かりました。また、実習を通して、命を預かっているという意識や、一人ひとりを我が子のように保育する気持ちを持つと思いました。実習の経験を経て、私はより良い「大人」へと近づくことができたと感じています。次世代を担う後継者を育成する「保育者」という仕事に誇りと責任を持ち、就職後も成長し続けていきたいです。



## 元気シニア応援団体に対する助成活動

高齢期においても健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現して、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりの重要性が増しています。当協会では、2014年度より高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいがづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・グループ等に対して活動資金を助成しており、これまでに累計246団体に対し、2,500万円の助成を行っています。

活動概要

助成対象

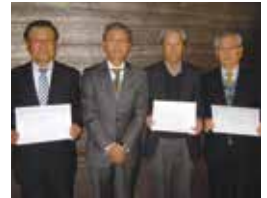
日本国内において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいがづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・ボランティアグループ・NPO法人等

2018年度実績

応募総数: **183**団体 助成決定数: **55**団体 (累計246団体)  
助成金総額 **500**万円 (累計2,500万円)



助成決定書の授与(和歌山県協会)



助成決定書の授与(福岡協会)



「いきいき元気！健康サロン」の様子

### 助成先の声

#### 運動の機会や交流の場を提供して、高齢者の健康づくりに貢献しています

とざわスポーツクラブは、地域住民に対して日常生活のなかで運動やスポーツを楽しむ場を提供するとともに、地域住民相互の親睦を図り、地域社会において健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的として活動を行っています。今回いただいた助成金は、ノルディックウォーキングを中心としたさまざまな運動を行う「いきいき元気！健康サロン」の備品購入費等に充てる予定です。これまで1年に4回程度開催していたサロンを20回に増やし、定期的な運動の機会や交流の場を作ることで、地域の高齢者の健康づくり・生きがいがづくりを図っていきます。

## 生命保険協会留学生給付型奨学金(セイホスカラーシップ)

わが国の国際化がますます進展するなかで、国際的な社会貢献や国際交流の意義が高まっています。当協会では、これからの時代を担う東南アジア・東アジアから日本へ来る私費留学生に対して、日本における勉学の支援を目的に、返還義務のない給付型奨学金(セイホスカラーシップ)の支給を行っています。2018年度は新たに8名の学生を奨学生として迎え、「外国人私費留学生奨学金制度」として発足した1990年度からの累計では379名となりました。

制度概要

奨学金の額

●月額 **10**万円  
(年間120万円)を支給

●原則返還義務なし

支給期間

**2**年間

2018年度奨学生数

**8**名(累計379名)



奨学生報告会記念撮影

part 1

生命保険事業の基盤整備に向けて

part 2

健全な制度運営のために

part 3

社会に貢献するために





## 地方CR活動

各都道府県には、各地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する、生命保険各社の支社等で構成された54の地方協会があります。各地方協会では、各社の職員が協力しあって、それぞれの地域の特色を活かした地方CR（Community Relations:地域社会との良好な関係づくり）活動を自主的に計画・実施して、住み良い社会環境づくりに貢献しています。

### 主な活動紹介

## 1 ▶▶ 福祉巡回車の寄贈

市町村社会福祉協議会等に、在宅介護サービス等に活用する福祉巡回車を寄贈しています。



札幌協会



山形県協会



神奈川県協会



京都府協会



徳島県協会



北九州協会

## 2 ▶▶ 献血活動

血液不足を解消するため、生命保険各社の職員が主体となって献血活動を実施しています。



秋田県協会



鳥取県協会



佐賀県協会

## 地方協会CR活動の実施状況

単位:実施地方協会数

年度	福祉巡回車寄贈 ※( )内は台数	福祉関係物品等 の寄贈	障がい者支援 の取組み	献血活動	各種 ボランティア活動	募金
2016年度	46(86)	31	53	40	23	54
2017年度	45(89)	32	53	40	23	54
<b>2018年度</b>	<b>47(90)</b>	<b>32</b>	<b>54</b>	<b>41</b>	<b>24</b>	<b>54</b>

※そのほか、各種社会貢献活動の助成対象者に対する授与式・交流会や、生命保険各社等への情報提供、地域住民等を対象とした福祉関連勉強会等を実施。

### 3 ▶▶▶ 障がい者支援の取組み

障がいをもった方々への支援に関する取組みを全国的に実施しています。



新潟県協会



大阪府協会



宮崎県協会

### 4 ▶▶▶ そのほかの活動

生命保険各社の職員等を対象に、募金による各種福祉施設等への福祉器具や日常生活用品の寄贈等、さまざまなボランティア活動を展開しています。



被災者支援活動

岩手県協会



募金寄贈

群馬県協会



スポーツ大会ボランティア

福井県協会



青少年育成支援団体助成事業

滋賀県協会



マラソン大会ボランティア

奈良県協会



絵本寄贈

愛媛県協会

JAIFAは、生命保険募集人が会社という枠組みを越えて集まり、相互に研鑽しあうために生まれた団体です。会員数は約4万人で、さまざまな社会貢献活動にも取り組んでいます。



函館大会で集まったタオル贈呈式を函館市社会福祉協議会にて挙行

- 愛のドリーム募金  
(会員が1日10円ずつ募金をし、その基金(累積総額5億1,870万円)をもとに福祉巡回車を439台寄贈。ほかにも車イス、家電製品等を寄贈)
- 東日本大震災に対する義援金・救援物資活動
- ハートフルファンデーション(基金)事業
- エコ&社会貢献をつなぐ活動支援
- スペシャルオリンピックス日本への支援
- 特別養護老人ホームへの訪問(慰問・清掃活動等)
- タオル10,000枚運動(高齢者施設への寄贈)
- 使用済み眼鏡、切手・プリペイドカードの回収、盲導犬協会への支援、清掃奉仕活動等

## 環境問題への取組み

### 環境問題への取組み推進

生命保険業界では、「生命保険業界の環境問題における行動指針」「生命保険業界の低炭素社会実行計画」の策定、数値目標の設定および生命保険各社の取組状況の共有化を通じ、環境問題に取り組んでいます。特に、「低炭素社会実行計画」に基づき2020年度までの目標および2020年度から2030年度までの目標を設定し、積極的な取組みを推進しています。また生命保険各社における取組みをより一層推進させるため、毎年実績のフォローアップを行っています。さらに、2018年度より「循環型社会形成自主行動計画」を策定し、環境負荷の低減に加え、資源循環の促進も行っています。

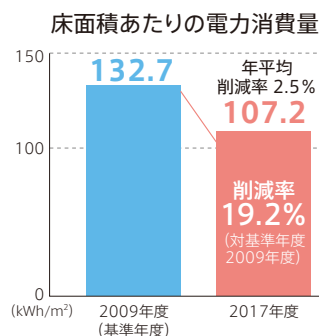
#### 低炭素社会実行計画

##### 2020年度までの目標

2020年度の会社全体における床面積あたりの電力消費量を2009年度比で年平均1%削減することを目指す。

##### 2030年度までの目標

2020年度から2030年度までの間、会社全体における床面積あたりの平均電力消費量が、2020年度までの目標をさらに下回る水準になることを目指す。



#### 各社の取組事例

##### 事業を通じた取組み

- ▶ 環境配慮型投資用ビルへの改修
- ▶ 環境問題に取り組む企業・個人への優遇金利制度の設定
- ▶ 環境配慮型債券への投資
- ▶ 保険加入書類・保険約款のペーパーレス化

##### オフィス環境整備

- ▶ 省エネ機器の導入等、節電への取組みの促進
- ▶ エネルギー利用効率の向上に向けた取組み
- ▶ リサイクル対策に関する取組み

##### その他の取組み

- ▶ 植樹活動や森林環境保全活動
- ▶ 子ども向け環境教室の実施
- ▶ 顧客への情報提供

#### 循環型社会形成自主行動計画

##### 業種別独自目標

循環型社会の形成に向けて、環境に配慮した事業活動を通じて、環境負荷の低減に努めるとともに、各社およびその他ステークホルダーとの連携を図りながら、資源循環の向上を目指す。

##### 〈具体的な行動計画〉

1. 紙資源については、ペーパーレス化の推進等により、その使用量の削減に努める。
2. 紙および事務消耗品のグリーン購入に努める。
3. 廃棄物の分別回収の徹底に努める。
4. 紙およびその他資源の再利用につながる取組みに努める。



# 生命保険文化センターとの連携活動

生命保険文化センターの取組みと、生命保険協会が同センターと連携して行っている取組みをご紹介します。

## ■「講師派遣」関連活動

生命保険文化センターでは、全国各地の消費者行政機関や企業・官公庁等の要請に応じて、生命保険の上手な活用方法や生活設計、年金・医療等をテーマとした学習会、研修会等に、無料で講師を派遣しています。また、学生・生徒の皆さんに、生活設計・生活保障に関する基礎知識を学んでもらうために、授業時間の一部を利用して講義を行っています。各地方協会では、生命保険文化センターの委託を受けて、講師派遣案内活動とあわせて、一部、地方協会事務局長が講師業務を実施しています。

2018年度  
講師派遣  
実績

「生命保険実学講座」(学生・生徒向け)  
**645回開催・35,401名受講**  
(実施回数・受講者数ともに過去最高)

「生命保険学習会」(消費者向け)  
**154回開催・9,279名受講**



消費者向け「生命保険学習会」

## ■「中学生作文コンクール」関連活動

生命保険文化センターでは、中学生に生命保険の役割や意義を考える機会を提供するとともに、作文を通じて情操教育の推進に寄与することを目的に、1963年から「わたしたちのくらしと生命保険」をテーマとした作文コンクールを毎年実施しています。各地方協会では、生命保険文化センターの委託を受けて、中学校に対するコンクールの周知活動や、地元新聞社に対する表彰者の新聞記事掲載に向けた取組み等、さまざまな案内活動を行っています。

2018年度  
(第56回)  
応募実績

2018年度(第56回)応募実績  
全国**1,129**校から  
**34,870**編  
(応募作品数は二期連続過去最高)



第56回文部科学大臣賞を受賞した、静岡県静岡市立安東中学校の百竹陽奈子さん



中学生向け副読本 マンガ「生命保険って何だろう?」

## 公益財団法人 生命保険文化センター

公正・中立な立場で生活設計や生命保険に関する情報提供等を行うことを目的に、1976年に設立されました。「消費者啓発・情報提供活動」「学術振興事業」「調査活動」の3つの事業を柱に、学校への講師派遣、消費者向け学習会の実施、学校教育用副教材や消費者向け小冊子の作成、生活保障に関する意識や生命保険の加入実態等を探る調査活動等を行っています。

生命保険文化センターの諸活動は、ホームページをご参照ください。



# 生命保険協会の概要

## ■目的と事業

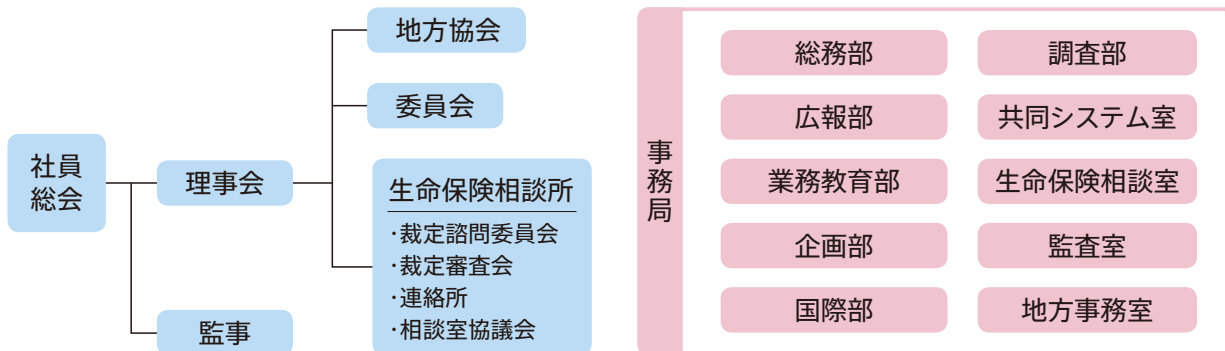
わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- ①生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
- ②生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
- ③生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
- ④社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
- ⑤生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
- ⑥関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
- ⑦社会的責任を遂行するための事業
- ⑧その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業

## ■沿革

- 1898(明治31)年 生命保険会社談話会を設立
- 1905(明治38)年 談話会を生命保険会社協会に発展的に改組
- 1908(明治41)年 生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足
- 1942(昭和17)年 生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、業務の大部分を生命保険統制会に移管
- 1945(昭和20)年 生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央会からの事務を継承
- 2008(平成20)年 生命保険協会創立100周年(12月)
- 2014(平成26)年 一般社団法人へ移行(4月)
- 2018(平成30)年 生命保険協会創立110周年(12月)

## ■組織図



## ■加盟会社一覧 (2019年6月現在)

- アクサ生命保険株式会社
- アクサダイレクト生命保険株式会社
- 朝日生命保険相互会社
- アフラック生命保険株式会社
- アリアンツ生命保険株式会社
- SBI生命保険株式会社
- エヌエヌ生命保険株式会社
- FWD富士生命保険株式会社
- オリックス生命保険株式会社
- カーディフ生命保険株式会社
- 株式会社かんぼ生命保険
- クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- ジブラルタ生命保険株式会社
- 住友生命保険相互会社
- ソニー生命保険株式会社
- ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- 第一生命保険株式会社
- 第一フロンティア生命保険株式会社
- 大樹生命保険株式会社
- 大同生命保険株式会社
- 太陽生命保険株式会社
- チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社
- ネオファースト生命保険株式会社
- はなさく生命保険株式会社
- 富国生命保険相互会社
- フコクしんらい生命保険株式会社
- プルデンシャル生命保険株式会社
- プルデンシャル ジブラルタ  
ファイナンシャル生命保険株式会社
- マニユライフ生命保険株式会社
- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- みどり生命保険株式会社
- 明治安田生命保険相互会社
- メットライフ生命保険株式会社
- メディケア生命保険株式会社
- ライフネット生命保険株式会社
- 楽天生命保険株式会社

(五十音順)



# 生命保険相談所一覽

ご相談受付時間 9:00~17:00(土・日曜、祝日を除く)  
(2019年6月現在)

《連絡所》ご訪問してご相談される場合は、事前にお電話ください。

生命保険相談室：東京…Tel.03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

**札幌・苫小牧** ……Tel.011-222-1388

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目2-12 住友生命札幌ビル8階

**函館** ……Tel.0138-54-0292

〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階

**旭川・北見** ……Tel.0166-25-5166

〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階

**釧路・帯広** ……Tel.0154-22-6027

〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル6階

**青森県** ……Tel.017-776-1348

〒030-0862 青森市古川2-20-6 A Q U A 古川2丁目ビル4階

**岩手県** ……Tel.019-653-1726

〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 東日本不動産盛岡ファーストビル6階

**宮城県** ……Tel.022-224-3221

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台勾当台西ビル3階

**秋田県** ……Tel.018-865-0016

〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階

**山形県** ……Tel.023-631-1694

〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階

**福島県** ……Tel.024-922-2863

〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階

**茨城県** ……Tel.029-227-3932

〒310-0062 水戸市大町1-2-6 大樹生命水戸ビル4階

**栃木県** ……Tel.028-636-2437

〒320-0026 宇都宮市馬場通3-2-1 宇都宮朝日生命館5階

**群馬県** ……Tel.027-223-2802

〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階

**埼玉県** ……Tel.048-644-5001

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階

**千葉県** ……Tel.043-225-6467

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 日本生命千葉富士見ビル6階

**神奈川県** ……Tel.045-641-6998

〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階

**新潟県** ……Tel.025-245-8981

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル8階

**山梨県** ……Tel.055-228-7565

〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階

**長野県** ……Tel.0263-35-8132

〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階

**富山県** ……Tel.076-433-7352

〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階

**石川県** ……Tel.076-231-1945

〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階

**福井県** ……Tel.0776-25-0107

〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル3階

**岐阜県** ……Tel.058-263-7547

〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階

**静岡県** ……Tel.054-253-5712

〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階

**愛知県** ……Tel.052-971-5233

〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階

**三重県** ……Tel.059-225-7439

〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階

**滋賀県** ……Tel.077-525-6677

〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階

**京都府** ……Tel.075-255-0891

〒600-8492 京都市下京区四條通新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル6階

**大阪府** ……Tel.06-4708-5132

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-3-10 日生伏見町ビル新館2階

**兵庫県** ……Tel.078-332-6269

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階

**奈良県** ……Tel.0742-26-1851

〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階

**和歌山県** ……Tel.073-432-1936

〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階

**鳥取県** ……Tel.0857-24-3523

〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

**島根県** ……Tel.0852-24-7229

〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階

**岡山県** ……Tel.086-225-6681

〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階

**広島県** ……Tel.082-223-4331

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階

**山口県** ……Tel.083-223-1476

〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階

**徳島県** ……Tel.088-654-4009

〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階

**香川県** ……Tel.087-821-2659

〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階

**愛媛県** ……Tel.089-946-3583

〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階

**高知県** ……Tel.088-873-3304

〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階

**福岡** ……Tel.092-715-1875

〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階

**北九州** ……Tel.093-531-8760

〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階

**佐賀県** ……Tel.0952-24-2082

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル8階

**長崎県** ……Tel.095-827-4459

〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階

**熊本県** ……Tel.096-324-1871

〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階

**大分県** ……Tel.097-534-2130

〒870-0035 大分市中央町1-1-5 第一生命大分ビル3階

**宮崎県** ……Tel.0985-28-7335

〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 第一生命ビル6階

**鹿児島県** ……Tel.099-223-6027

〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル4階

**沖縄県** ……Tel.098-862-1771

〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階

一般社団法人  
生命保険協会

一般社団法人 生命保険協会  
The Life Insurance Association of Japan

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階  
TEL : 03-3286-2645 FAX : 03-3286-2730  
URL : <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険協会

検索

